

別紙その6

志賀町移住定住促進住まいづくり奨励事業

補助対象チェックシート

下記の全ての項目を確認し、□にチェックしてください。全て☑が入る方が対象者です。 (No. 11以下は該当者のみ☑)		
No.	はい	項目
1	<input type="checkbox"/>	申請者は取得した新築住宅の所在地に現に居住し、定住している。(第3条)
2	<input type="checkbox"/>	取得した住宅は自己の居住の用に供し、生活するために必要な玄関、台所、便所、風呂及び居室を有する一戸建て住宅である(兼用住宅を含む)。(第2条、第4条)
3	<input type="checkbox"/>	相続、贈与その他取得価格の伴わない事由による取得でない。(第2条)
4	<input type="checkbox"/>	申請者は取得した住宅に係る工事請負契約又は売買契約を締結した者である。(第3条)
5	<input type="checkbox"/>	申請者は取得した住宅の登記名義人である。(第3条)
6	<input type="checkbox"/>	申請者は本町出身者でない者で、次の(1)又は(2)に該当する転入者である。(第2条) 【(1)又は(2)のうち該当する方に☑してください。】 ※本町出身者 本町に転入する以前に本町に居住したことがある者をいう。ただし、職務により本町に転入する直前に、連続して3年を超えて他市町村に居住していた者を除く。
	(1)	<input type="checkbox"/> 工事請負契約又は売買契約を締結した日(以下、「契約日」という。)において、他の市区町村に居住し、申請日において本町に転入している者
	(2)	<input type="checkbox"/> 契約日において、転入後1年以内である者
7	<input type="checkbox"/>	申請日において、申請者は18歳以上55歳未満である。(第3条)
8	<input type="checkbox"/>	申請者及び居住者が、町税、町税に係る延滞金及び督促手数料を滞納していない。(第3条)
9	<input type="checkbox"/>	申請者はみらいとうぶ定住促進奨励金及び志賀町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱の補助金等の交付対象でない。(第3条)
10	<input type="checkbox"/>	建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。)第7条に定める検査を完了した日(基準法第7条に定める検査を要しない建物又は購入により取得した建物については、施工業者から申請者に対して発行される工事完了引渡証明書等に記載された引渡日)から3か月以内である。(第6条)
11	<input type="checkbox"/>	申請者が日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2に定める在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に規定する特別永住者である。(第3条)
12	<input type="checkbox"/>	住宅が共有名義の場合、申請者の持分がある。(第5条) (基本奨励金及び加算奨励金は対象者の持分で按分した額を交付します。)

以下、加算奨励金の対象者のみ☑してください。

13	<input type="checkbox"/>	【配偶者加算の対象者のみ☑してください。】 加算対象の配偶者は、下記の全てに該当する者である。(第5条)	
	(1)	<input type="checkbox"/>	本町出身者でない者でNo.6の(1)又は(2)に該当する転入者である。
	(2)	<input type="checkbox"/>	申請日において55歳未満である。
	(3)	<input type="checkbox"/>	申請日において、申請者と婚姻をし、かつ、同居をしている。
14	<input type="checkbox"/>	【子育て世帯の子供加算の対象者のみ☑してください。】 加算対象の子供は、下記の全てに該当する者である。(第5条)	
	(1)	<input type="checkbox"/>	本町出身者でない者でNo.6の(1)又は(2)に該当する転入者である。
	(2)	<input type="checkbox"/>	申請日において18歳未満である。
	(3)	<input type="checkbox"/>	申請日において、申請者と同居をしている。
15	<input type="checkbox"/>	【町内建築業者加算の対象者のみ☑してください。】 加算対象の工事は、下記の全てに該当するものである。 (第2条、第4条、第5条)	
	(1)	<input type="checkbox"/>	町内建築業者（下請けを含む）を利用している。 ※町内建築業者 次の①又は②に該当する者 ①建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業の許可を受けた個人又は法人で、町内に主たる営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。）を有する者 ②その他町長が特に認める者 ※下請けで町内建築業者を利用したときは、町内建築業者が請け負った工事費用のみ助成の対象とします。
	(2)	<input type="checkbox"/>	居住の用に供する部分の工事費用である。 ※住宅取得費には土地の取得に要した経費及び上下水道負担金並びに各種手数料等は含まない。また、兼用住宅の場合は、居住の用に供する部分に係る工事費用のみ加算奨励金の対象とする。

上記のとおり全ての項目を確認し、申請します。

年 月 日

申請者署名_____